



石川県津幡町 資料提供

令和5年1月12日

消防本部 予防課

担当:南 博志

☎076-288-3000

第69回文化財防火デー火災防ぎょ訓練の実施について

1. 概要・目的など

文化財を火災、震災、その他の災害から守るため、町民の文化財愛護思想の高揚と防火、防災協力体制の整備を図ることを目的とし実施します。

※その他詳細は別紙実施要領等をご参照下さい

2. 開催日時・日程

令和5年1月22日（日） 午前9時00分～9時30分

3. 場所

津幡町字北中条ル72番地 本福寺

4. 参加機関

本福寺、北中条区、中条地区自主防災クラブ

津幡町教育委員会、津幡町消防本部・署、津幡町消防団・中条分団

5. その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により、訓練の規模縮小または中止する場合があります。

第69回文化財防火デー火災防ぎょ訓練実施要綱

津幡町消防本部

1. 目的

町指定の文化財を火災、震災、その他の災害から守るため、町民の文化財愛護思想の高揚と防火、防災協力体制の整備を図ることを目的とする。

2. 日時

令和5年1月22日（日）午前9時00分～9時30分

3. 場所

津幡町字北中条ル72番地 本福寺（津幡町指定文化財 梵鐘）

4. 訓練種目

通報訓練、初期消火訓練、指揮命令伝達訓練、重要物件搬出訓練

5. 参加機関

本福寺、北中条区、中条地区自主防災クラブ

津幡町教育委員会、津幡町消防本部・署、津幡町消防団・中条分団

6. 訓練想定

- (1) 午前9時00分頃、本福寺本堂が落雷により出火。火災を発見した住職は、直ちに消防機関へ通報するとともに消火器による初期消火活動及び近隣住民に協力を求め、重要物件の搬出を行う。
- (2) 火災の通報を受けた津幡町消防本部指令室は、直ちに署1号車及び中条分団を出动させ消火活動にあたらせる。
- (3) サイレンで火災を確認した中条地区自主防災クラブは小型動力ポンプによる消火活動を行う。

7. 活動要領（訓練体系図参照）

- (1) 署1号車は津幡町消防本部からの無線指令（町波2）を受け、訓練待機場所から出動し、本福寺山門前に部署後、中条分団からの中継送水を受け境内で1線放水する。
- (2) 中条分団は、津幡町消防本部からの無線指令（町波2）を受け、訓練待機場所から出動し、北中条7号消火栓に部署後、署1号車へ中継送水し、署1号車から1線延長し境内で1線放水する。
- (3) 中条地区自主防災クラブは、訓練待機場所（北中条3号防火水槽付近）から小型動力ポンプを搬送し、北中条3号防火水槽に部署後、ホース6本を延長し本福寺境内で1線放水する。

8. 通報、初期消火、重要物件搬出

火災を発見した本福寺住職は消防機関へ通報後、関係者へ消火器による初期消火を指示するとともに、重要物件の搬出を行う。

9. 閉会式

- ・挨拶 津幡町教育長 吉田 克也
- ・講評 津幡町消防長 松本 聖史
- ・指揮 予防第2係長 前川 朋大
- ・進行 消防署主幹 南 博志

10. 訓練実施共通事項

- (1) 訓練参加クラブ及び訓練車両は別紙（訓練車両配置図）の待機場所より出動する。
- (2) 訓練における待機場所から現着までの走行時は、赤色回転灯を点灯し、サイレン吹鳴のうえ緊急走行とする。
※訓練現場へ到着したならばサイレンを速やかに停止すること。
※積雪状況によりタイヤチェーンの装着と交通事故等には十分注意する。
- (3) 訓練出動車両は町波2を使用する。
- (4) 放水は直上放水とし、建物に水が掛からないように放水する。
- (5) 訓練現場付近の道路に交通誘導員を配置する。
- (6) 訓練は地区回覧用チラシで事前周知し、当日朝は車両にて事前広報を実施する。
- (7) 新型コロナウイルス感染拡大状況により、訓練の規模縮小または中止する場合がある。

※ 閉会式は本福寺境内で実施する。